

(別添)

電子メール又はNACCSによるアイスクリーム類等の衛生証明書の発行申請手続

1 アイスクリーム類等の衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

アイスクリーム類等を香港に輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて衛生証明書発行機関あてに提出すること。

- ①輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ②一の輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関においてアイスクリーム類等の衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③輸出先国及び地域や輸出する品目に追加が生じた場合は、別紙様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2 アイスクリーム類等の衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、アイスクリーム類等を香港に輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、同衛生証明書の発行申請に必要な書類を衛生証明書発行機関あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は品目の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。